

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は現在 22.2 万人(令和 5 年 1 月)であり、平成 30 年をピークに減少傾向にある。また人口ピラミッドでは若年層、特に 20 代の流出が多く若年労働層の確保が課題となっており、市内中小企業の若年層を中心とした慢性的な人手不足の解消が必要とされている。

また本市の産業構造は、製造業がその全体を大きく占め、製造品出荷額等（令和 3 年経済センサス確報値）に於いては 2 兆 2,693 億円となるなど高水準を維持している。特に大手自動車メーカーが製造拠点を置く輸送機器産業についてはその川上に位置する中小企業も含め非常に多数の企業を内包したピラミッド型の産業集積地となっており、製造品出荷額等の大部分を占める要素となっている。更には、電気機器やプラスチック製品などの製造品出荷額等も 1,000 億円を超える水準であり、その他鉄鋼、化学、飼料、飲料など輸送機器産業だけではなく多用で広範な産業集積地が見られる。その中で本市の中小企業は、各産業の川下メーカーを支える川上企業として存在しており、その売上に対する下請品の割合は高くなっている。しかしながら、こうした売上の構造を持つ所謂下請企業は、川下大手メーカーの安定した発注による経営安定性はある一方、日々川下メーカーの生産性改善要望に応えるため、資産や人手などの経営資源のほとんどを割かざるを得ず、自社製品などの下請製品以外の技術向上若しくは川下メーカー向けであっても自社提案型の前向きな技術開発などに経営資源を割く余裕がないのが現状である。

また、本市は製造業のみではなく、それを支える運輸・物流業を始め卸・小売、医療・福祉などすべての産業が、生活圏と一体の経済圏として連関し存在している。

(2) 目標

本計画では、経営資源を前向きな設備投資に割くことができなかつた中小企業の積極的な設備投資を全面的に後押しすることで、経営資源の余力を産み出し、特徴的な自社製品・サービス開発や新たな販路開拓を目的とした技術・製品開発を促進し、川上企業においては川下メーカーに対して自社提案型の企業となることを可能にさせ、更には、市内中小企業を自社提案型の魅力ある企業とすることで、若年労働者の U ターンを促進し、市内企業の人手不足の解消を図ることで人的資源の確保と前向きな設備投資との好循環を生み出すことを目標とする。

また、本計画策定を通して、計画期間中に20件の先端設備等導入計画を認定することを目標とし、もって市内産業の振興を図る。

(3) 労働生産性に関する目標

本計画に基づく先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)は年平均で3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は製造業を中心に連関して幅広く存在するため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、経済波及効果が雇用に結びつくことが少なく、産業集積も希薄であるため以下の設備は対象外とする。

- ・太陽光発電設備
- ・エアコンなどの空調設備
- ・コインランドリー事業に供する設備（先端設備等導入計画における先端設備等を導入する所在地において、常時雇用を伴う事業者であることが申請時に確認できるものは除外。）

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は製造業を中心に連関して市内に幅広く存在するため、本計画の対象区域は、本市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は製造業を中心に連関して市内に幅広く存在するため、本計画の対象業種、事業については本市の全業種、事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間については、国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

本計画に基づく先端設備等導入計画の計画期間については、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ②公序良俗に反する取組については先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ③役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる又は暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているなど運営等に関与していると認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ④市税を滞納している者は先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ⑤その他、市長が本計画の主旨を踏まえ不適当と判断した先端設備等導入計画は認定の対象にしない。